＜特別支援教室（サポートルーム）利用相談の流れ＞

サポートルームの利用については、学校との相談から始まります。

（2）在籍児童・生徒

相談開始
（保護者から各学校に相談）

心理発達検査結果がない 場合

①
保護者が学校へ申込書を提出
✦「特別支援教室 就学相談及び心理検査申込書（様式１）」

②
学校が必要書類を教育センターに提出

③
面談・心理発達検査の実施日を予約
※ 学校から連絡をもらった後、保護者が教育センター就学相談に電話をしてください。

- 教育センターで行う相談日（面談・心理発達検査の実施日）を予約します。
- 面談と心理発達検査を同じ日に行います。保護者・お子様ともに来室できる日をご予約ください。

教育センター就学相談　電話:03-5748－1202

④
お子様と保護者の面談
お子様の心理発達検査

- 面談（お子様と保護者）/心理発達検査（お子様）を実施
- 場　所　：教育センター　（池上会館４階）
- 所要時間：約１時間半～２時間程度
- 持 ち 物 ：筆記用具・ご記入済みの書類３点※

※「就学相談票」「面談票」「お子様についての調査票（小学生・中学生用）」

⑤
検 査 の 説 明

- 心理発達検査の結果を保護者に説明します。
  ※お子様の来室は不要です。
- 場　所　：教育センター　（池上会館４階）
- 所要時間：３０分程度
- 検査結果は学校にも送りますので、結果を踏まえ学校とよくご相談ください。

⑥
サポートルームでの体験実施
※ 学校は、在籍校所見を作成し、教育センターに提出

- 体験は学校で行います。学校と相談して日程を決めてください。

※面談・心理発達検査前に実施する場合もあります。

心理発達検査結果がある 場合 ※

※心理発達検査の有効期限は令和６年４月以降です。

①
保護者が学校へ申込書と心理発達検査の結果を提出
✦「特別支援教室申込書（様式２）」

②
学校が必要書類を教育センターに提出

就 学 支 援 委 員 会

- お子様の特別支援教室の利用について検討します。
  ※ 委員会に保護者は参加しません。
- 就学支援委員会の結果は、学校から伝えられます。
- 利用可能の場合、「利用申込書」を学校から渡されるので、記入後に学校に提出します。

利用決定通知書の発送

- 学務課の特別支援教育担当から発送します。